

JA ひろしまにおける不適切な共済契約について

1 要旨

農業協同組合法（昭和32年法律第132号）第93条第1項に基づく令和6年9月17日付け報告徴求命令（以下「報告徴求命令②」という。）に対して、ひろしま農業協同組合（以下「JA」という。）から、当該事案の実態把握に必要な関係資料の提出がなされるとともに、JA自らが外部専門家による調査委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置し、厳正かつ公正・中立に調査を行う旨の報告があった。

こうしたことから、JAに対し、当該事案の発生要因等の分析を踏まえた再発防止策等の報告を求めるため、令和6年11月22日付けで報告徴求命令（以下「報告徴求命令③」という。）を発出したので、報告する。

2 経緯（9月17日以降）

9月17日 JAに報告徴求命令②を発出

11月5日 JAから報告徴求命令②に対する報告

- ・当該事案の実態把握に必要な資料の提出

- ・外部調査委員会の設置の報告

（構成員） 弁護士3名

（審議事項） ・当該事案の実態解明

- ・当該事案の発生要因及び問題点の調査・分析

- ・経営管理態勢・法令遵守態勢等の問題点の調査・分析

- ・農協法施行規則第231条第5項に関すること

- ・再発防止策の提言

3 報告徴求命令③（令和6年11月22日付け）の概要

（1）命令の理由

○ 令和6年3月19日付け報告徴求命令（以下「報告徴求命令①」という。）及び報告徴求命令②に対する報告から、JAには次の事項等について確認する必要があると考えている。

- ・経営管理態勢

- ・法令等遵守態勢

- ・利用者保護視点の業務遂行

- ・不適切な行為を助長した組織風土

- ・事務リスク管理、共済推進管理（目標設定、評価制度等）態勢

○ JAは、上記の点を含め外部調査委員会の調査に基づき当該事案の発生要因等を厳格に分析し、実効性のある再発防止策を策定する必要がある。

- 当該事案発覚以降の共済業務において、主体的に見直した事務等の内容や組合員等への説明状況など JA の対応を追加的に確認する必要がある。

(2) 報告を求める主な事項

ア JA による自主的な実態解明に関する事項

- ・当該事案の事実関係
- ・当該事案の発生要因及び問題点の分析結果
- ・農協法施行規則第 231 条第 5 項（不祥事件）の該否及び理由
- ・再発防止の具体的な取組及びスケジュール

イ 当該事案発覚後の JA の対応に関する事項

- ・共済推進業務、渉外担当行動管理及び契約申込事務処理の見直し内容
- ・組合員・顧客・職員への対応、説明状況

(3) 報告期限

最終報告 令和 7 年 4 月 10 日（木）

4 今後の県の対応

- JA から報告期限までに適切な調査、報告が行われるよう、毎月、状況報告を求め、役職員のヒアリング等を通じて進捗管理する。
- 報告徴求命令①及び報告徴求命令②の報告内容を含めて、報告徴求命令③の報告内容を確認し、JA から提出される再発防止策の妥当性を評価する。